

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 令和元年9月13日

東京都作業部会確認年月日 令和元年9月18日

事業名 借上財産評定委員会の結果について（富士スピードウェイ）

案件名 借上財産評定委員会の結果について（富士スピードウェイ）

確認の視点		東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること		<ul style="list-style-type: none"> <li>本件は、自転車競技（ロード）の競技会場となる富士スピードウェイの運営に必要な土地・施設等を適正かつ公正な価格（損失補償額）で確保することを目的とし、組織委員会内の外部有識者等から成る借上財産評定委員会の付議を経て、上限額を評定するものである。</li> <li>パラリンピック競技が実施される予定であり、平成 29 年 5 月 31 日の合意に基づき、パラリンピック経費の 1/4 相当額を東京都が負担する事項である。</li> </ul>	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 29 年 5 月 31 日の合意では、民間所有施設の競技会場の賃借料等は、組織委員会が負担することとなっており、組織委員会が執行する内容として妥当である。</li> </ul>	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>富士スピードウェイは、東京 2020 大会の自転車競技（ロード）の競技会場であり、土地・施設等の確保は、大会運営に不可欠な事業である。</li> </ul>	
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>補償対象は、施設の借上げに伴い、施設所有者が当該地で事業展開している施設の休業が余儀なくされ発生する損失である。</li> <li>各施設の使用期間は、関係 F A と調整の上、施設所有者と交渉を重ね、施設ごとの使用期間が最短となるよう最大限の配慮を行っている。</li> <li>国の「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準拠し、外部有識者等の専門的知見を踏まえ制定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき算定を行っている。</li> </ul>	

	納 得 性	<ul style="list-style-type: none"> <li>算定にあたっては、施設所有者の事業実績等を踏まえ、上記の通り、国の「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準拠し、外部有識者等の専門的知見を踏まえ策定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき行っている。又、業務委託先である補償コンサルタントによる検証を経た上、外部有識者等から構成される「借上財産評定委員会」による評定を実施しており、算定上、適正性、公正性が担保され、適切な手続きに則り評定した上限額といえる。</li> </ul>	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京 2020 大会の実施にあたり、競技会場の借上げに伴う損失補償は、会場確保のために必要不可欠なものであり、本事業は、公費負担の対象として適切といえる。</li> <li>今後の交渉の中で、一層の経費縮減を図り、V3 予算内に収めること。</li> </ul>		

\*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。